

梶井 事業費負担を半分に分けて上乘せした。

田代 そのほうが、地元では非常に通りやすい。同時に白根の場合には、水利費は地主が負担しているでしょう。だから実質的な小作料というのは、考えられるほどには高くないが。

(7) 再び永久改良について

田代 さきほど稲本先生がお答えになった問題について、ちょっと補足したい。そもそもわれわれの習った経済学では、永久的改良というか、耐用年数が無限大だというのは、資本ではないという考え方だ。基本的には、これは土地を新しくつくったものであって資本ではない。したがって本来ならば、それはまさに地主が土地をつくるためにそういう金を投下すればいいんだということになると思う。

しかしここで出されている問題のように、そうではなくて、小作人が基本としてそういう金を投下したんだというふうに割り切ってくれば、資本である以上は耐用年数があって、資本としてはいずれかの時点で回収されるものとして、われわれのほうで観念する。農地造成で永久的といっても、実際には崩落も起こってくるし、地盤沈下も起こってくる。地球上がすべて永久的ではありえないという意味では、永久という概念も否定されるし、そういう形で割り切っていないんじゃないだろうか。本来、小作人が負担して投資している以上、それは資本を投下したんだと……。

稲本 さっきいったことの補足をする、ぜんぜん違う問題を結びつけて話をしたようにいったが、60年と決めると、60年たってもまだ残っている効果が実際にはある。これをどうするかということは、もはや当事者の間で問題にしなくてもいい、そういうコンセンサスができればいいということである。

土地改良事業の場合については、これこそ公費負担部分が実現した効果があるのであって、特定の地主に帰属するというのでなく、そのあたり一帯の改良に充てられたと考えることができる。だから賃借人が投資したものの中から、永久的な効果が実際には生じているだろうが、それを公費負担のほうに集めて、賃借人のほうは

30年でも50年でも、いま田代先生がおっしゃったように、資本投下に対応するような効果が上がればいいし、その間に回収したものであれば、それで満足してよろしいという論理が成り立つ。

土地改良のように公費負担の部分があるときは、永久改良的なものを当事者サイドには残さなくていいだろう、これがさっきの私のいいたいことだ。

(8) 残存効果カットの論理

入沢 そういう場合には、たとえば60年以降効果が残るとすれば、かりに新しくモデル計算する場合、はじめから割り引いて問題にしない、要するにどこまでエフィシエンシーがあるかということは、計算しないという割り切り方か。

稲本 まったく計算しない。60年まではいい。

入沢 現実的な処理のしかたとしては、ある一定期間内における有益費の問題は議論するが、それ以上あった場合はゼロとみなす。そのためにあらかじめ、総増価額から一定の部分を差引いておいて、差引いた残額が現実的な増価額であるという計算はできないか。

要するに耐用年数の考え方というのは、一定の割り切り方があるわけでしょう。耐用年数を超えるようなものについては、これは再開発かもしれないし、そのときはまた再計算でもいいと書いてあるけれども、そういうことを想定しないで一定の割り切り方で、それ以上エフィシエンシーはないんだというふうにして、しかしないとはいきれないんで、増価額の計算からそのまま差引いておいて、残った額がそもそものリアルな増価額だという考え方、それはまたとくに、さっき稲本先生が、その地主だけでなく、地域全体に波及的效果があるとおっしゃったけれども、地域全体に波及効果があるのであれば、ますますその部分は共益費的な感じになって、増価額から引いても、理屈として成り立つのではないか。

田代 その額が事前に特定されない。

入沢 その額を特定すべきかどうかというのが、制度論としての割り切り方の問